む。以下この条において同じ。）と、これらの規定による書類の提出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供することができる。この場合においては、当該書類が提出されたものとみなし、第四条第四項（第七条第二項及び第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（削る）

類（次項において「フレキシブルディスク等」という。）をもつてこれらの書類に代えることができる。

第四条第一項各号列記以外の部分	別記様式第一号第二面による書面
第四条第三項第一号	別記様式第二号による経歴書
第四条第三項第二号	別記様式第三号による書面
第四条第三項第三号	別記様式第四号による書面
第四条第三項第六号	別記様式第七号による略歴書
第四条第三項第七号	別記様式第八号による書面
第四条第三項第八号	貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類
第四条第三項第九号	貸借対照表及び損益計算書
第四条第三項第十一号	別記様式第九号による書面
第七条第一項	貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び別記様式第十号による報告書
第八条第一項	別記様式第七号による略歴書及び別記様式第十一号による届出書

2　前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類に代えてフレキシブルディスク等が提出される場合においては、当該フレキシブルディスク等は当該書類とみなす。

（削る）

（削る）

（削る）

（フレキシブルディスクの構造）

第十条の三　前条第一項のフレキシブルディスクは、次の各号の一に該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X六二二三号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第十条の四　第十条の二第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二号（平成二年）に、前条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五号（平成七年）に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号（平成九年）に規定する方式

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第十条の五　第十条の二第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一号（昭和六十二年）又は日本産業規格X六二二三号（昭和六十二年）に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　申請者、報告者又は届出者の氏名

二　申請年月日、報告年月日又は届出年月日